

告示

埼玉県告示第三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉 県知 事第 二 号	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
一般財団 法人日本 建築セン ター			構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本部 東京都 千代田区神田 錦町一丁目九 番地	本部 東京都 千代田区神田 錦町一丁目九 番地	令和七年四 月三十日
				大阪事務所 大阪府大阪 市中央区南本 町一丁目七番 十五号	大阪事務所 大阪府大阪 市中央区本町 一丁目四番八 号	